主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、その点を含めすべて実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、弁護人渕上義一の上告趣意のうち、憲法三七条違反をいう点は、記録上認められる第一審及び原審の公判審理の経過、本件事案の内容等に鑑み、第一審及び原審の審理が迅速な裁判の保障条項に反するほどに遅延したものとは認められないから、所論は前提を欠き、判例違反をいう点は、原判示に沿わない事実関係を前提とする判例違反の主張であり、その余は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五二年四月八日

最高裁判所第二小法廷

豊			田	吉	裁判長裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
譲			林	本	裁判官
夫		_	本	栗	裁判官